

災害時の行方不明者・死者の氏名等公表
の取扱いに関する調査結果

令和 2 年 5 月

全国知事会危機管理・防災特別委員会

1 調査の目的

災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関する各都道府県の考え方や対応状況をとりとまとめ、共有することで、円滑な災害時応急対策の実施に資する。

2 調査の概要

(1) 調査の実施期間

令和1年11月～令和2年1月

(2) 調査内容

- 氏名公表を実施する機関
- 氏名等公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）の策定状況
- 対応方針のポイント
- 氏名等公表の要件
- 公表のメリット、デメリット
- 氏名等個人情報の入手先
- 氏名等公表の手順
- 現行の法制度の課題
- 家族等の同意の確認方法
- 氏名公表に関して市町村と考え方が異なる場合の対応
- 災害時の氏名公表を実施した事例

3 調査結果のポイント

○ 氏名等を公表する機関

災害対策基本法や防災基本計画で、被害情報の集約などを県が行うことなどから、「県」が公表すべきとする意見が多い。

○ 氏名等公表の方針

- ・ 行方不明者については、非公表とするのは2県。
- ・ 死者について、非公表とするのは3県。
- ・ 災対法85条の安否確認への対応のみ想定し、不特定多数への公表は想定していないところが1県ある。
- ・ 行方不明者は非公表、死者は公表の方針の県が1県ある。

○ 公表の要件

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」が第一。
また、「家族の同意」「住基の閲覧制限の確認」も多く、ほとんどの自治体が公表の手順に含めている。
- ・ 死者に関しては、「遺族の同意」をあげるところがほとんど。
- ・ 行方不明者は、家族同意なしで公表する自治体があるが、死者に関しては

「遺族の同意」をほとんどの自治体が必須としている。

- ・ 行方不明者、死者ともに、家族の同意、住基の確認などを要件とせず、原則速やかに公表するのが1県。行方不明者は同様に速やかに公表するが、死者に関しては遺族の同意を確認して公表するとするのが1県。

○ 公表のメリット

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」がほとんど。
- ・ 死者に関しては、「メリットなし」が第一。「社会的関心に対応」「事実の明確化」との意見もある。

○ 現行の法令の問題点

- ・ 「公表が自治体の判断に委ねられていること」が問題の第一。「法令の根拠が弱い」が続く。
- ・ 災害対策基本法への明確な公表の根拠の位置づけ、及び国による統一基準作成の意向が強い。

○ 個人情報保護条例上の死者の扱い

条例上、保護の対象としているのが30県、対象外とするのが16県。

○ 国が基準を策定しない場合の知事会の対応

「標準的な対応基準例の作成」「国への要請の継続」が多い。対応基準については、国が作るべきであり、知事会が作るべきではないとの意見もある。

4 今後の対応

調査結果からは、災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関して、都道府県によって考え方や対応に違いがあり、迅速な救出救助を確保するという公共性と個人情報保護のバランスで、対応に悩んでいる実態が把握できた。

近年、毎年のように大規模な自然災害が発生し、氏名公表に関する自治体の対応が分かれる状況が続いており、また、新聞協会から氏名公表を進めるべきとの要望が出されている。

そうした中、災害時に、関係者の同意等を経ずに、原則速やかに氏名公表を行う方針を明確に打ち出す県も出てきている。

全国知事会では、災害時の氏名公表の統一的な基準を国に求めてきたが、未だ実現していない。災害時に都道府県が迷うことなく、速やかに必要な情報を発信するためには、氏名公表に関する法的な根拠の整理と、統一的な基準が欠かせない。

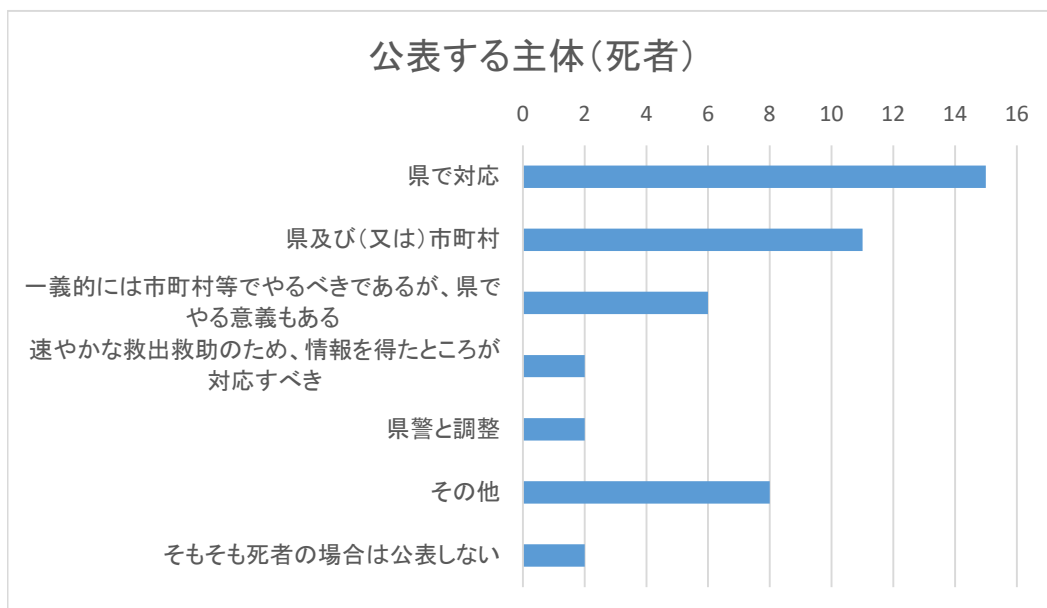
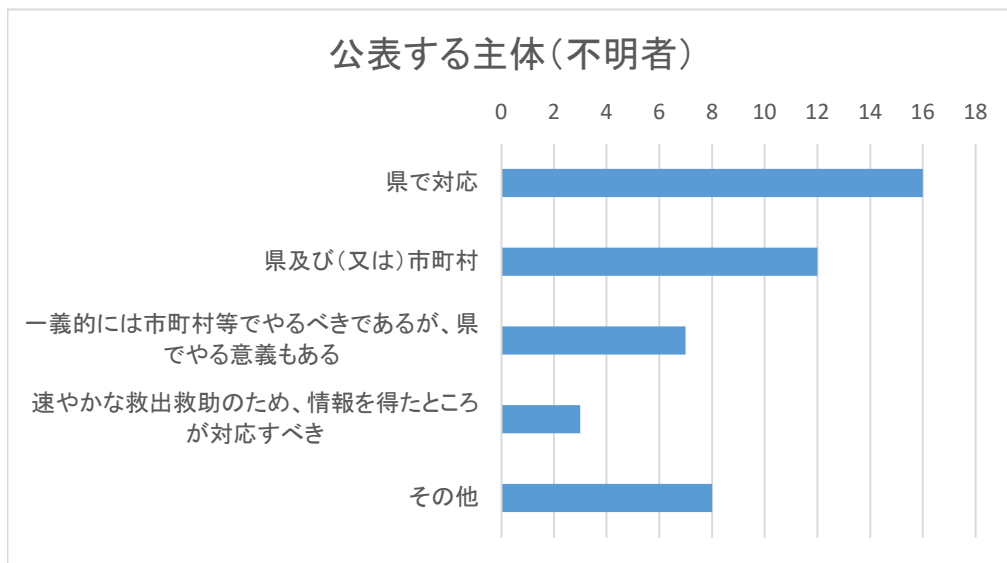
今回の調査結果や事例を都道府県で共有し、改善策の検討に努めるとともに、統一的な基準の策定に関する国への要請を継続していくこととする。

1 氏名等を公表する主体

現行の防災基本計画では、被災者（死者・行方不明者）の数は、都道府県が集約、広報等を行うこととなっているが、氏名の公表についての役割が明確になっていない。

調査結果は、都道府県とするところが最も多かった。防災基本計画で、県が被災者の情報を集約することになっているためと思われる。

また、市町村や情報を得たところがやるべきという意見や、死者は公表しないとすることもある。



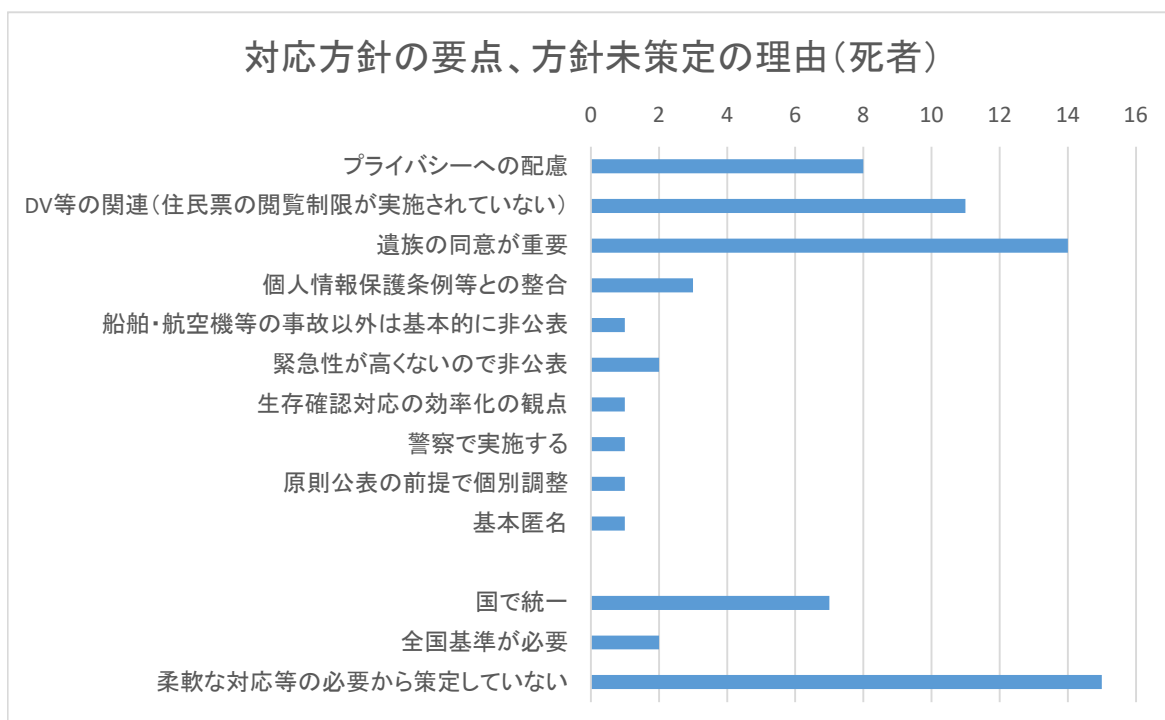
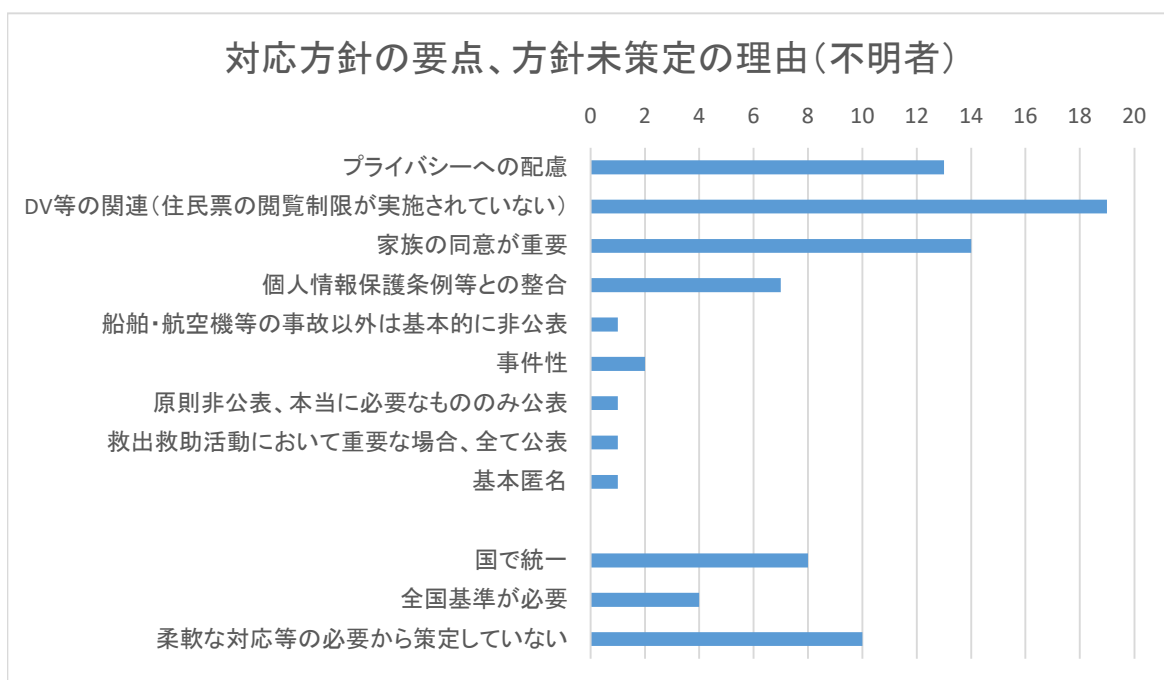
2 氏名公表に関する対応方針の策定状況とその要点

氏名公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）を策定しているのは12団体、策定予定が6団体、未定が22団体だった。

対応方針のポイントは、行方不明者・死者ともに、「プライバシーへの配慮」「住基の閲覧制限の確認」「家族（遺族）の同意」としている。

死者は非公表とするところがある。

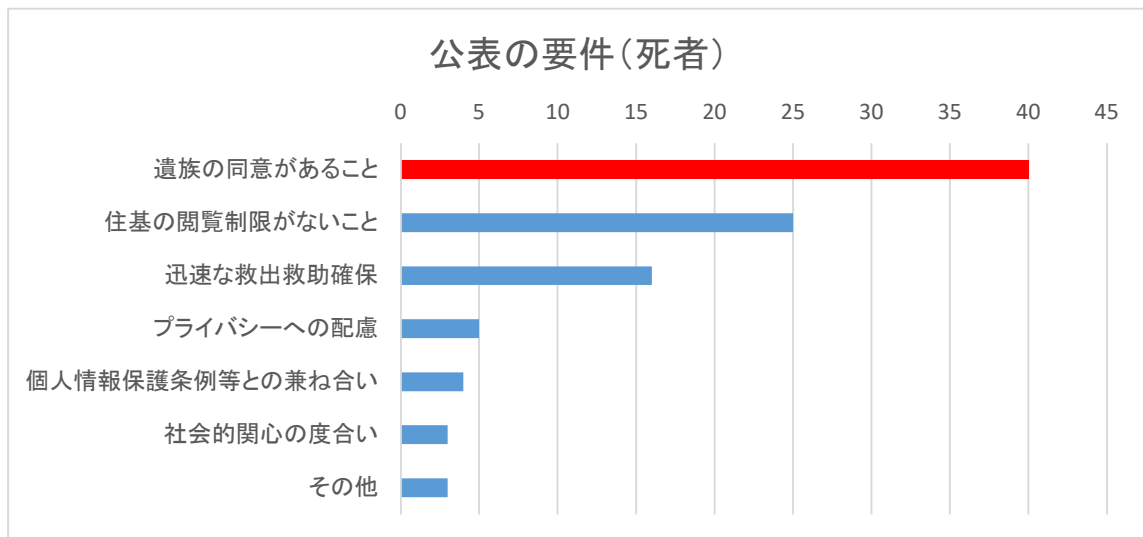
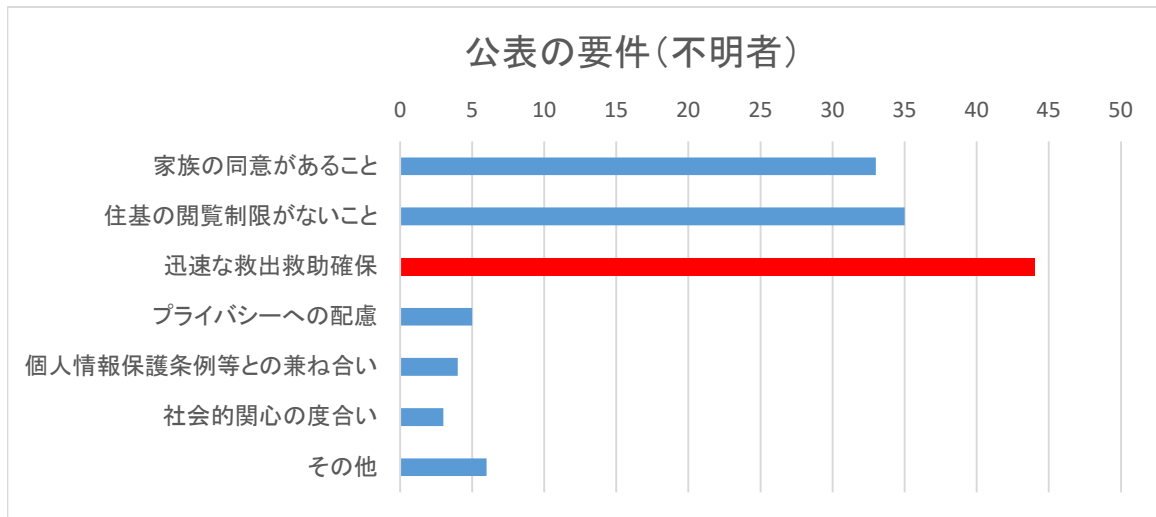
方針を定めない理由は、「柔軟に対応するため」「国で統一すべき」である。死者に関しては、「柔軟に対応するため」の割合が高い。



3 公表の要件

行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」をあげるところがほとんどである。次いで、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限がないこと」。

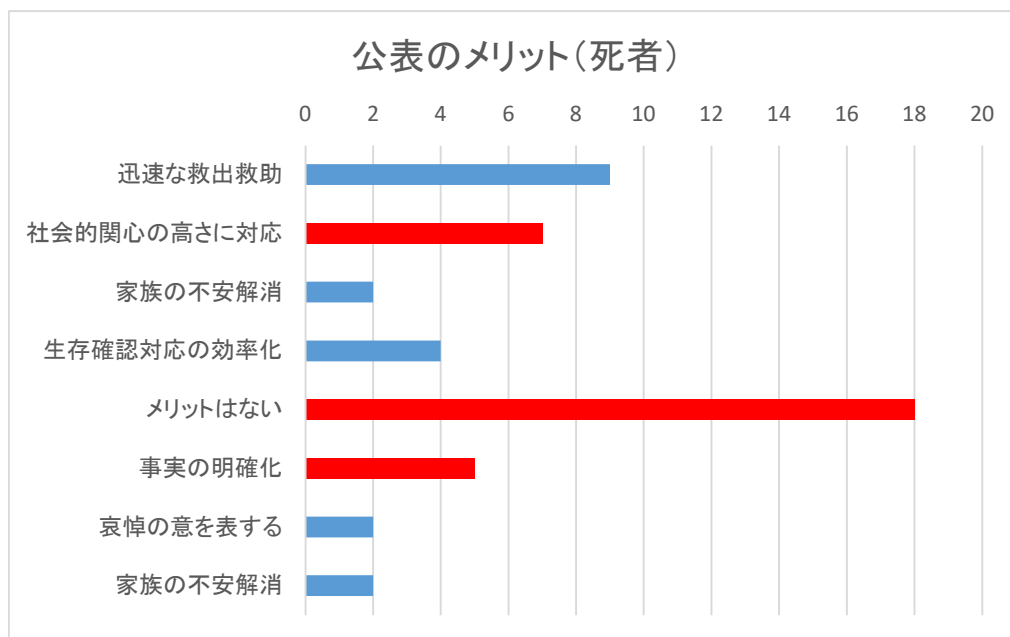
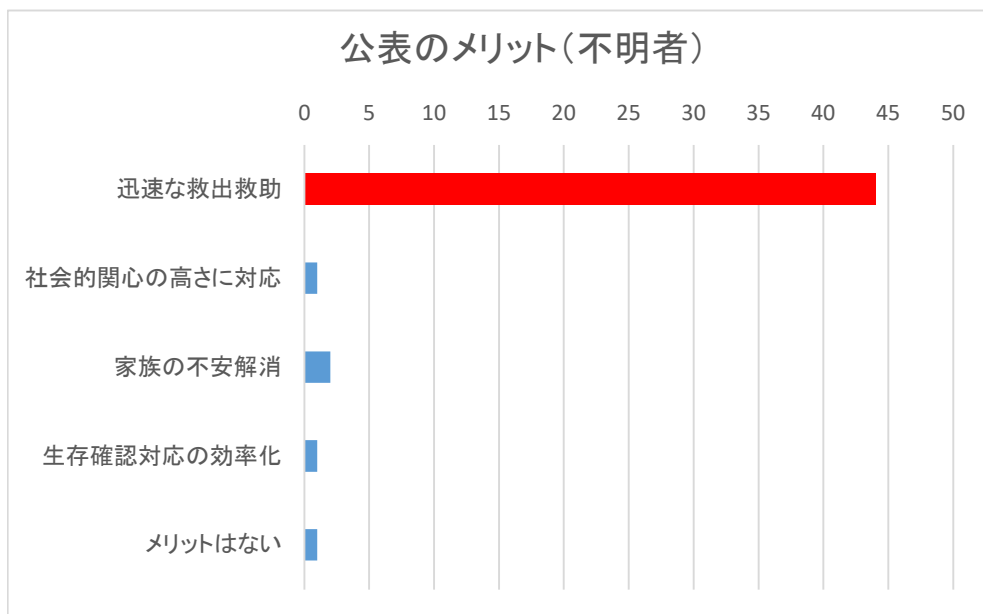
死者に関しては、「遺族の同意」が行方不明者（家族）よりも多い。「社会的関心の度合い」をあげるところもある。



4 公表のメリット

公表のメリットとして、行方不明者に関しては、「迅速な救出・救助」がほとんど。

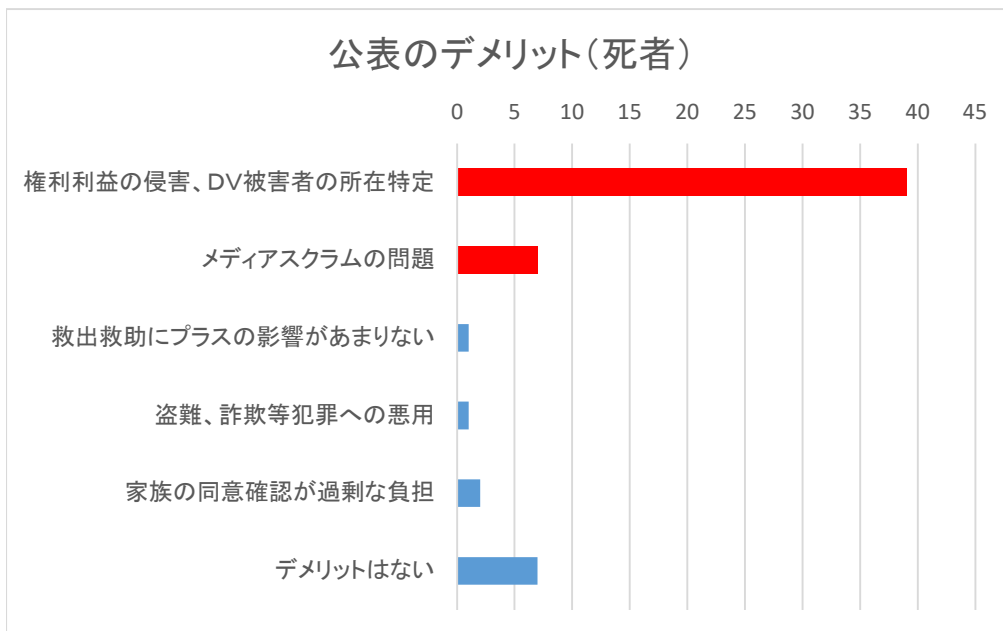
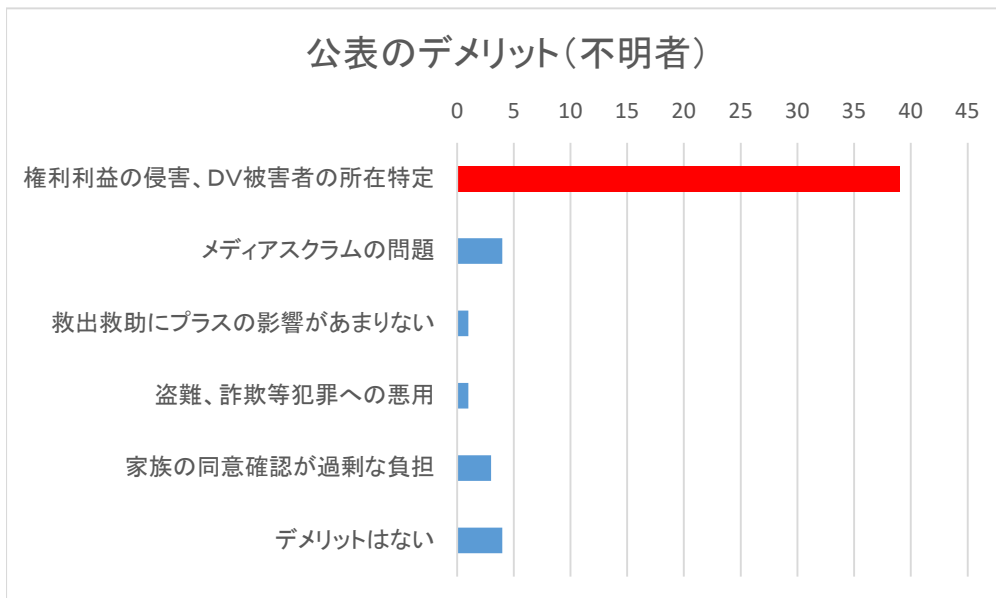
死者に関しては、「メリットがない」とするのが、全体の4割近くになる。「社会的関心の高さ」「事実の明確化」をあげるところもある。



5 公表のデメリット

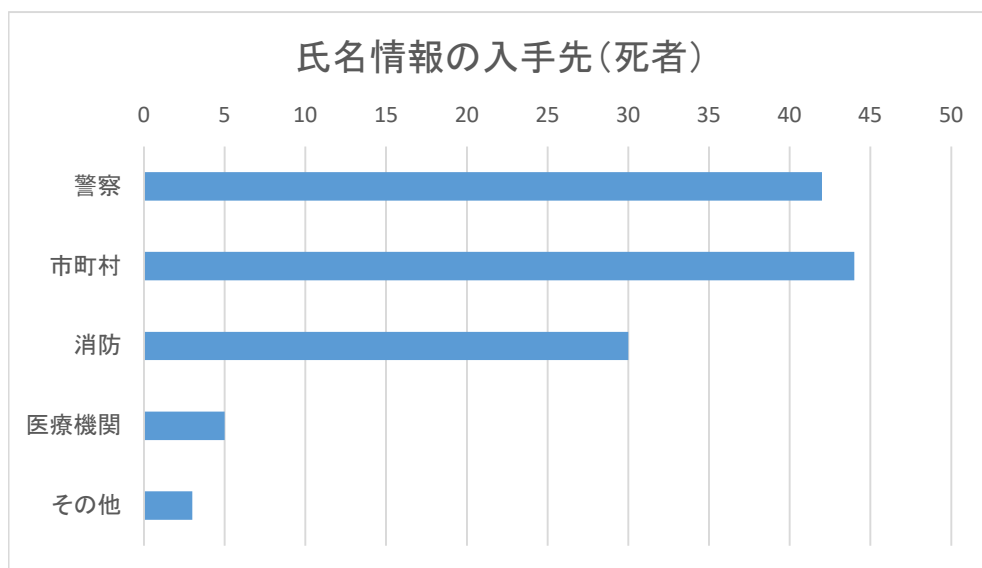
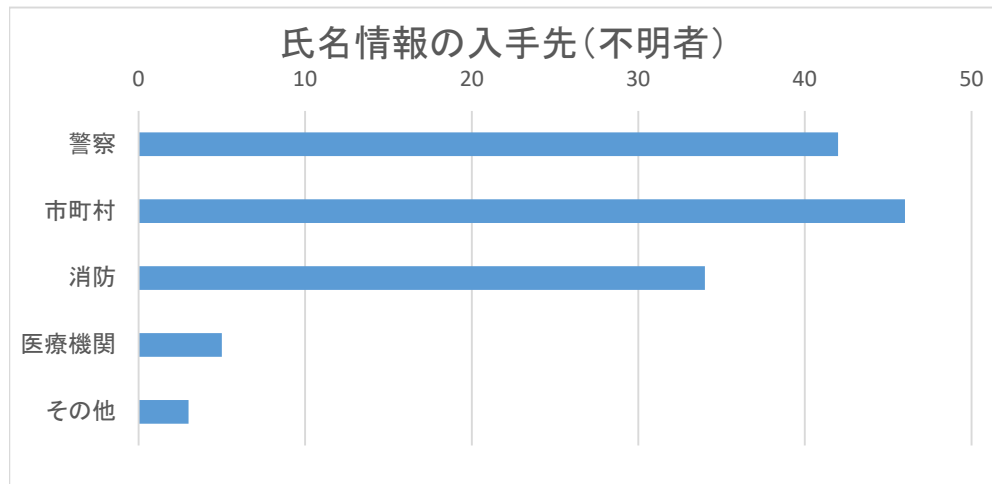
公表のデメリットとして、行方不明者・死者ともに約8割の団体が「個人の権利利益の侵害。DV被害者の所在の特定」を挙げている。

死者に関しては、「メディアスクラム」を挙げる団体がある。



6 氏名情報の入手先

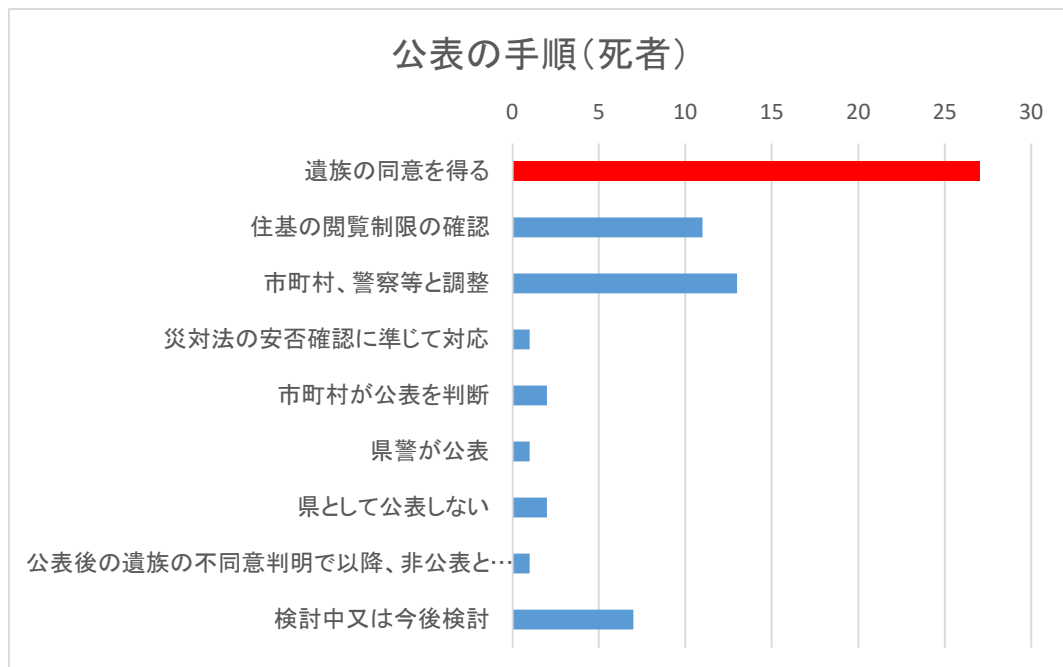
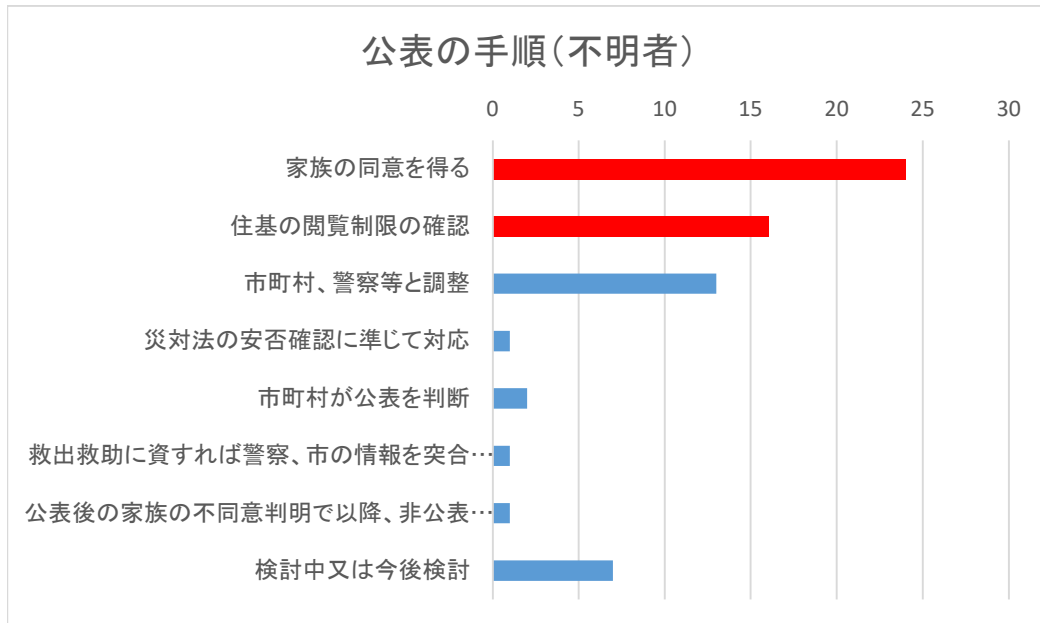
氏名等の情報入手先は、行方不明者・死者ともに、市町村（消防）、警察である。



7 氏名等公表の手順

氏名等の公表の手順として、行方不明者・死者ともに、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限の確認」「市町村や警察との調整」をあげている。

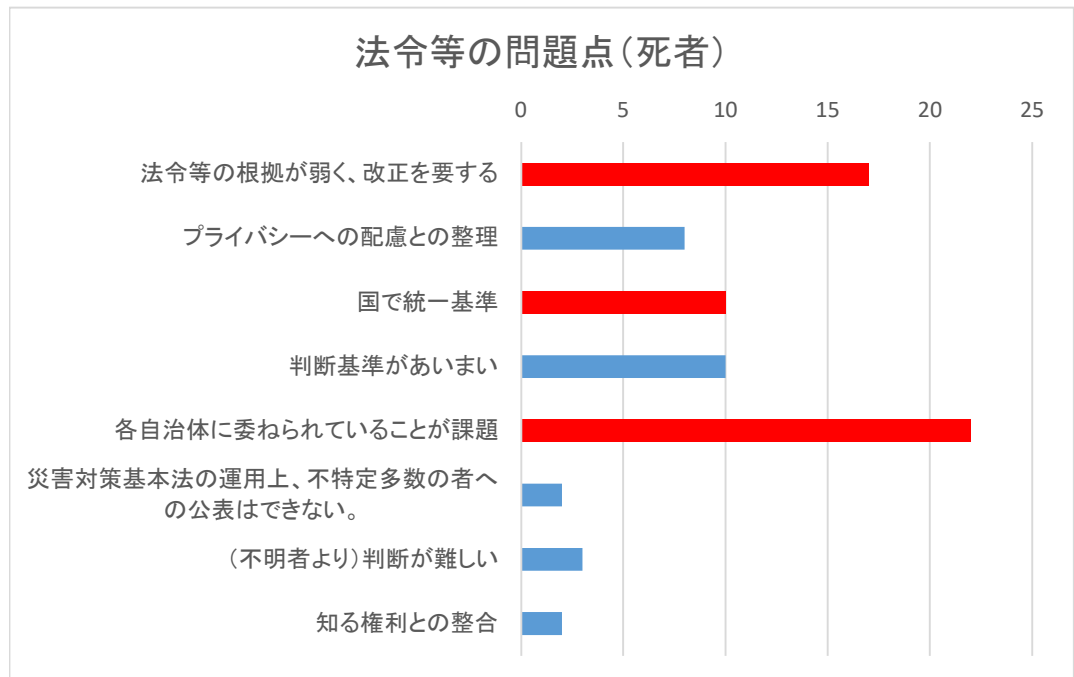
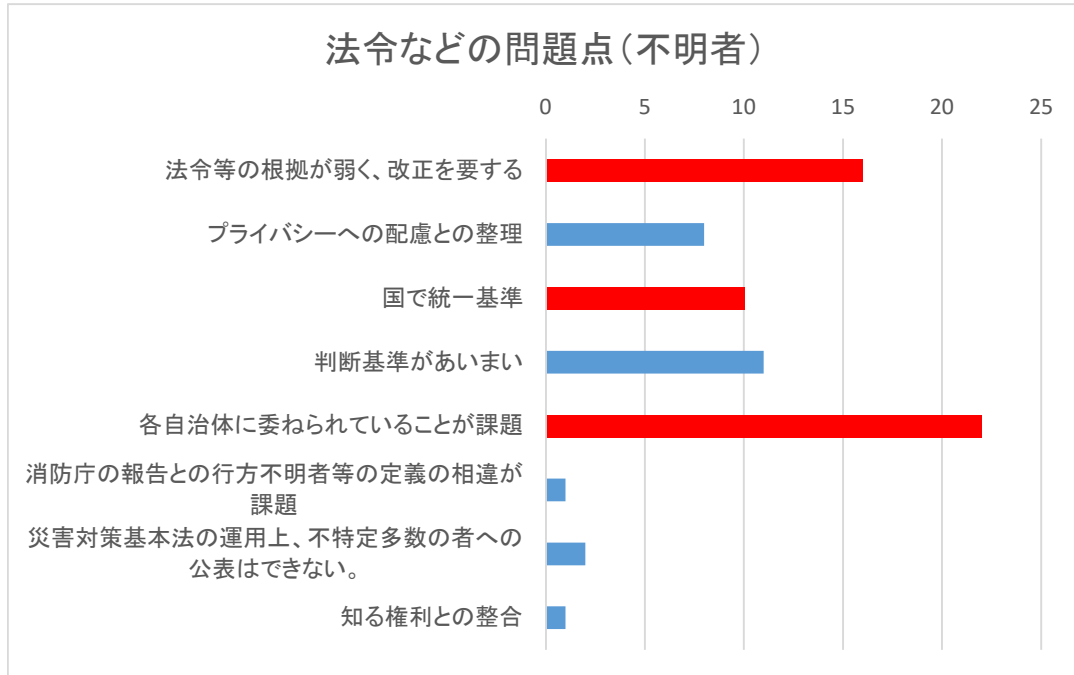
死者については、「遺族の同意」をあげるところが、行方不明者に比べて多い。



8 現行法令等の問題点

現行の法令の問題として、行方不明者・死者ともに、「判断が各自治体に委ねられていること」を第一にあげている。国に統一基準の策定を求める意向も強い。

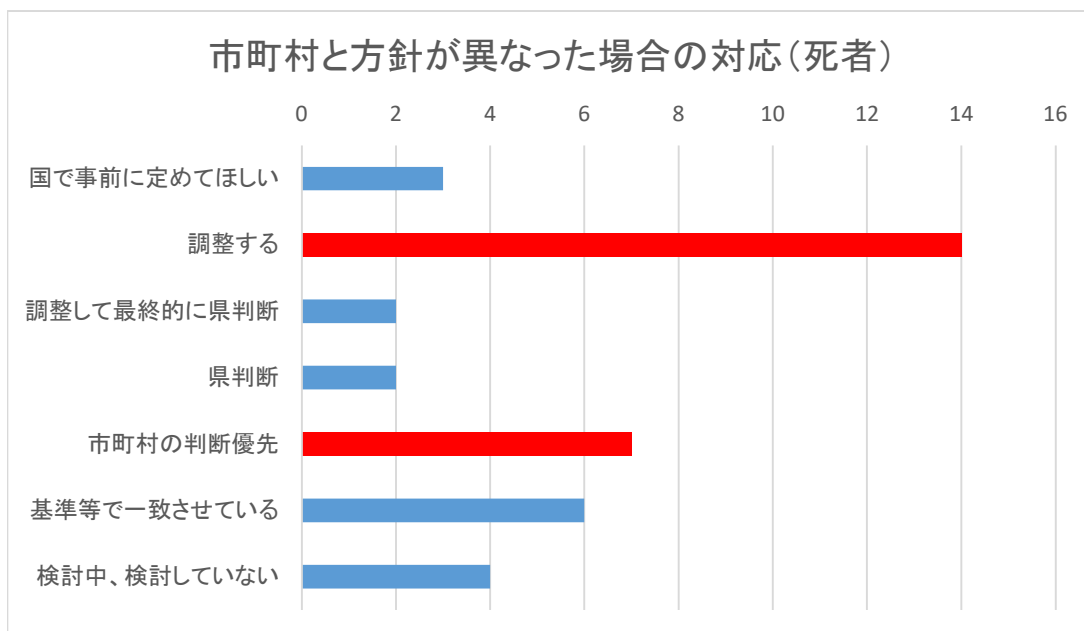
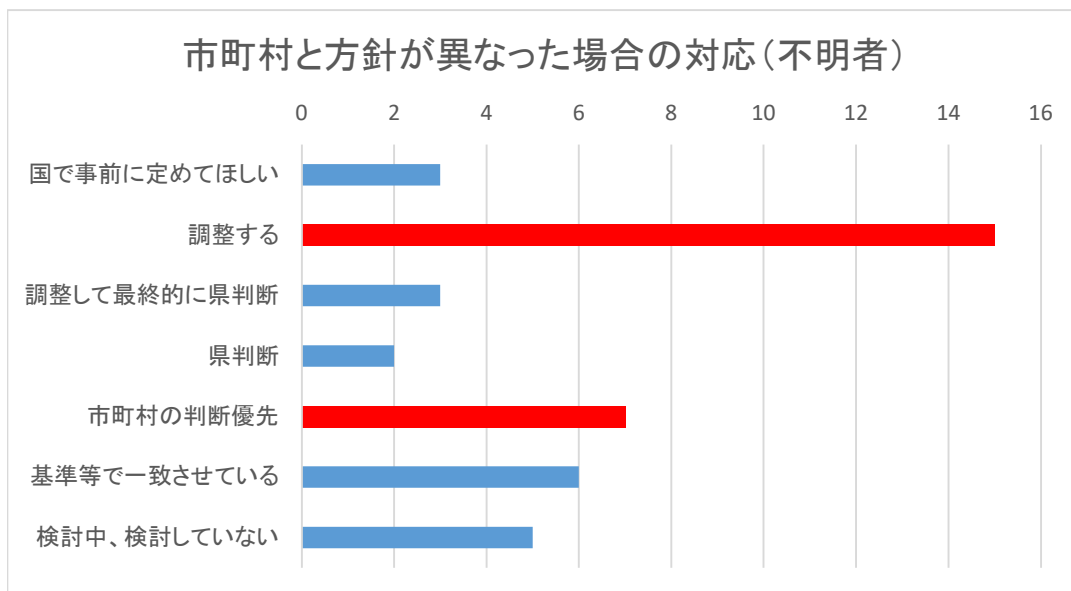
「氏名公表の法令等の根拠が弱い」とするところも多い。



9 市町村と公表の判断が異なった場合の対応

市町村と判断が異なる場合の対応は、「調整する」が一番多い。

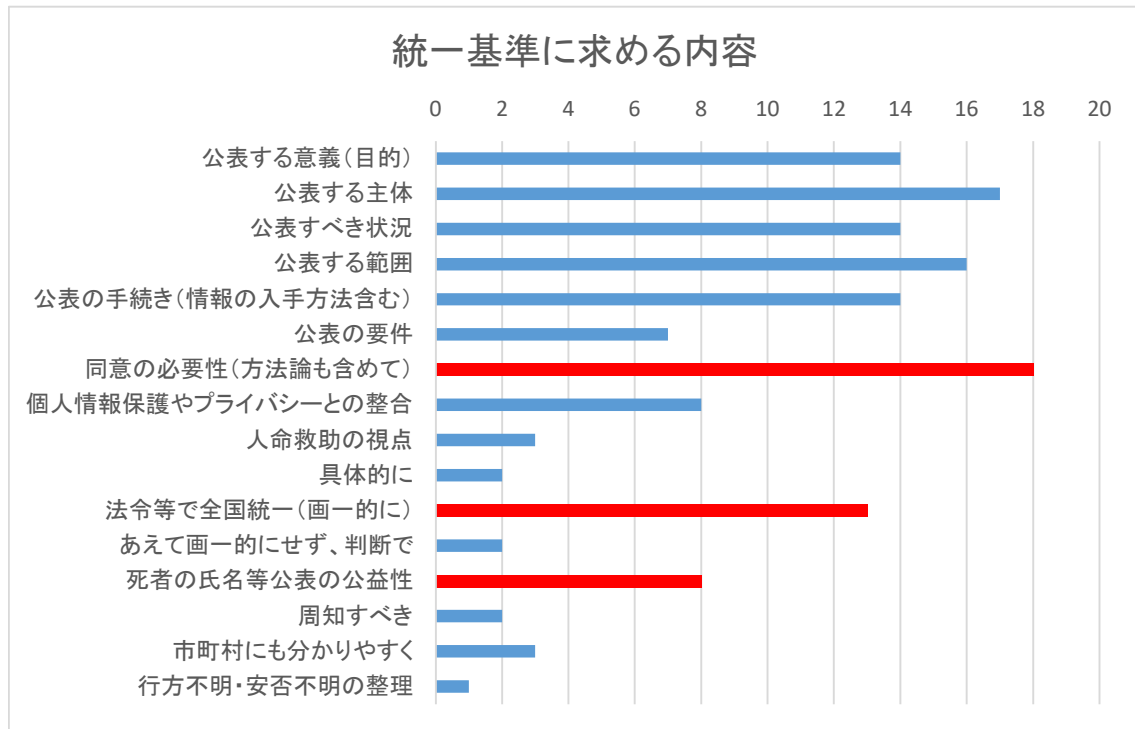
「県が判断」よりも「市町村の判断を優先」が多い。



10 国の統一基準に求める内容

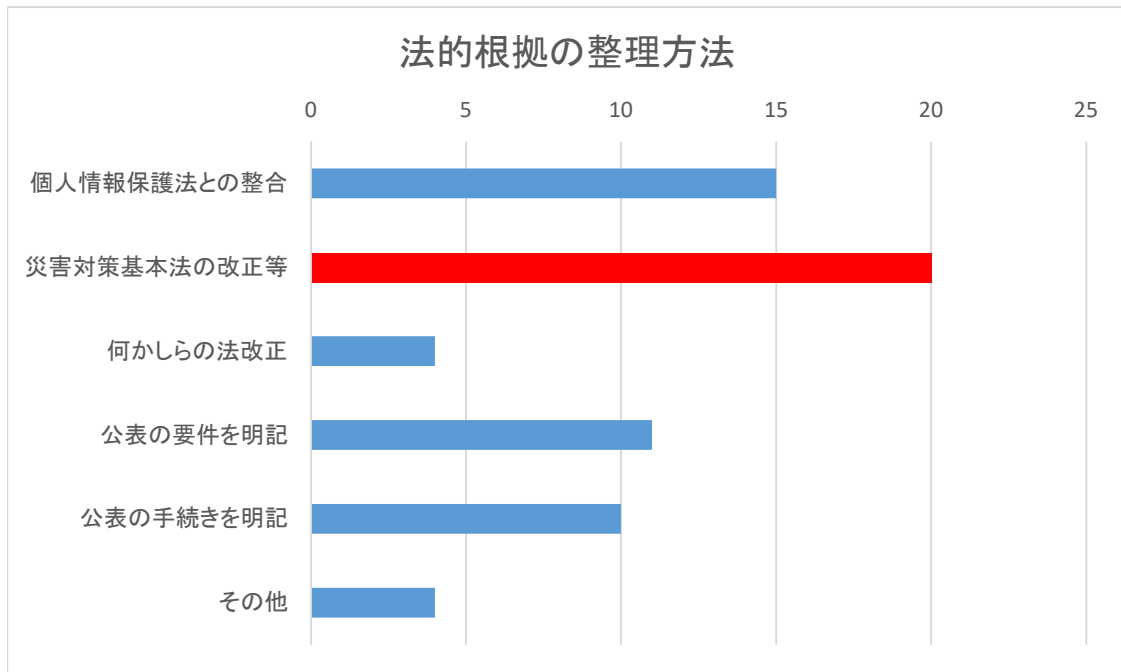
国の統一基準に求める内容としては、「誰が」「どこから入手し」「何を要件に」「どの範囲の情報」「どのような状況で」で公表するのか、具体的な事項があげられている。

「同意を得る必要性」を明確にすべきとする意見や、「死者の氏名等を公表する公益性」を求める意見も多い。



11 法的根拠の整理方法

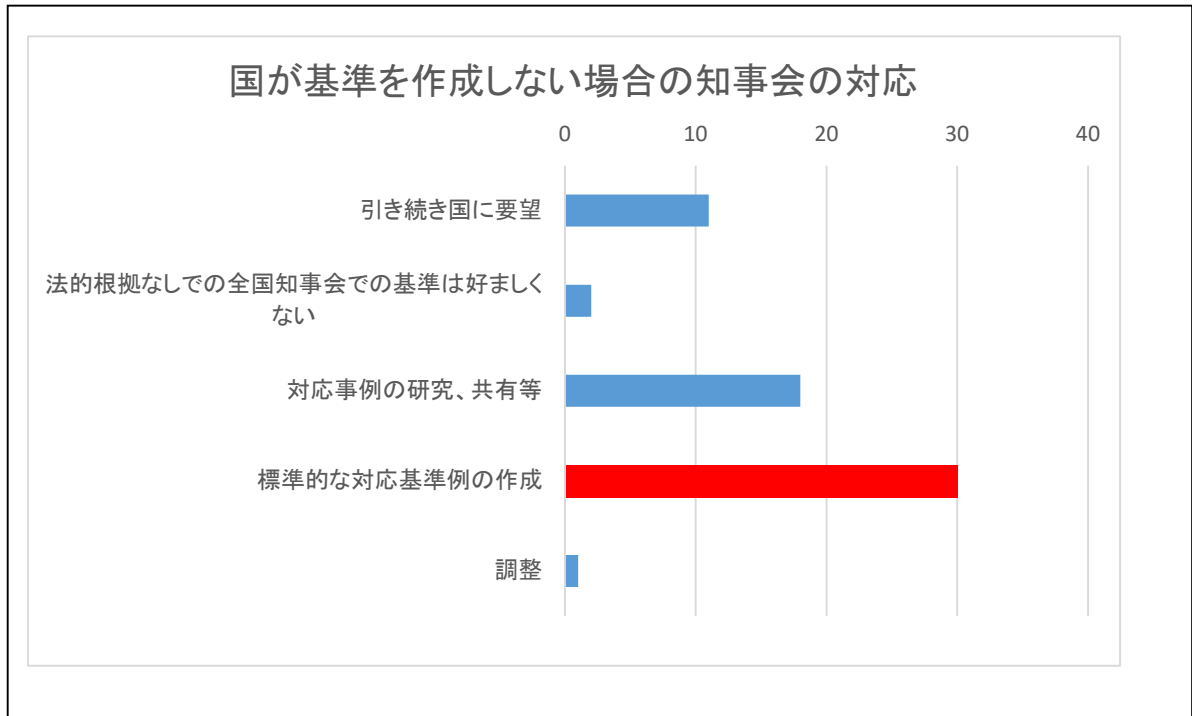
法的根拠の整理方法としては、「個人情報保護法との整合」を図り、「災害対策基本法」を改正し、根拠となる規定を整理する意見が多い。



12 国が統一基準を定めない場合の知事会の対応

国が統一的な基準を策定しない場合の知事会の対応としては、「標準的な基準例の策定」「対応事例の研究と共有」「引き続きの国への要望」の順。

法的根拠がない中で、知事会が基準をつくることは好ましくないとの意見もある。



参考資料（各都道府県対応事例集）

対応事例の回答票（北海道）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成30年度胆振東部地震
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> ・死者43名（災害関連死2名含む）、重傷者48名 中等傷8名、軽傷者726名 ・住家全壊469棟、住家半壊1,660棟、住家一部損壊 13,849棟 ・道内全域停電、断水44市町村 ・被害総額147,690百万円
3	対応結果	死者について、市町村を通じ、遺族などの同意を得られたもので、市町村が公表したもののみを道でも公表した
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月6日（木）3時7分に胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生したことにより、死者が多数発生し、市町村が公表した方について、道でも公表した
5	公表した情報の範囲	住所、氏名、年齢、性別、生年月日
6	個人情報の入手先	市町村
7	公表に当たっての調整方法	公表する情報について、市町村と調整
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	市町村での公表
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	市町村での公表
10	氏名等公表・非公表による効果	
11	氏名等公表・非公表における支障	
12	上記支障事例への対応	

対応事例の回答票（岩手県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成 28 年台風第 10 号災害
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> ・台風は平成 28 年 8 月 30 日 17 時半頃に本県沿岸南部に上陸、勢力を維持しながら本県を縦断し、北上高地北側を中心に大雨・暴風による甚大な被害をもたらした。 ・主な被害は、死者 27 名、行方不明者 1 名、家屋被害 4,200 棟超であり、被害額は 1,400 億円超となった。
3	対応結果	<ul style="list-style-type: none"> ・死者及び行方不明者の氏名を市町村を通じ家族の同意を得て公表した。
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・死者については、身元が判明した者の氏名を家族の同意を得て公表 ・行方不明者については、家族の同意が得られた者の氏名を公表
5	公表した情報の範囲	住所、氏名、年齢、性別
6	個人情報の入手先	県警本部
7	公表に当たっての調整方法	氏名の公表方針について、県警と調整
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例第 5 条第 4 号及び第 7 号
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき（条例第 5 条第 4 号） ・審議会の意見を聴いた上で、公益上の理由その他相当の理由があると実施機関が認めるとき（条例第 5 条第 7 号） <p>【平成 13 年 7 月 5 日岩手県個人情報保護審議会答申第 1 号】</p> <p>報道機関への公表や報道機関からの取材、要請に応じ個人情報を提供するとき。</p> <p>ただし、社会的関心が高いなど県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>
10	氏名等公表・非公表による効果	なし

11	氏名等公表・非公表 における支障	なし
12	上記支障事例への対 応	なし

対応事例の回答票（岩手県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第19号災害
2	被害の様相	<p>・台風は令和元年10月13日未明に福島県を通過して明け方に宮城県沖に抜けた。本県には13日未明から朝にかけて最接近し、沿岸部を中心に大雨・暴風による甚大な被害をもたらした。</p> <p>・主な被害は、死者3名、家屋被害2,500棟超であり、被害額は399億円超である。（令和元年12月4日現在。詳細は調査中）</p>
3	対応結果	<p>・死者3名のうち、2名の氏名は県警を通じ、1名の氏名は市を通じ家族の同意を得て公表した。</p>
4	対応の経過	<p>・10月13日以降、死者のうち身元が判明した者の情報が県警又は市からその都度提供されたことから、家族の同意を得て氏名公表を行った。</p>
5	公表した情報の範囲	<p>住所、氏名、年齢、性別（2名） 氏名、年齢、性別（1名）</p>
6	個人情報の入手先	県警本部、市
7	公表に当たっての調整方法	氏名の公表方針について、県警又は市と調整
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例第5条第7号
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	<p>・審議会の意見を聴いた上で、公益上の理由その他相当の理由があると実施機関が認めるとき（条例第5条第7号） 【平成13年7月5日岩手県個人情報保護審議会答申第1号】</p> <p>報道機関への公表や報道機関からの取材、要請に応じ個人情報を提供するとき。</p> <p>ただし、社会的関心が高いなど県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>
10	氏名等公表・非公表による効果	なし

11	氏名等公表・非公表 における支障	なし
12	上記支障事例への対応	なし

対応事例の回答票（新潟県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	中越地震
2	被害の様相	平成 16 年 10 月 23 日、中越地方でマグニチュード 6.8 の地震が発生。県内における人的被害は死者 59 名、負傷者 4,795 名、建物被害は住家・非住家合わせて約 16 万棟。上越新幹線や関越道が長期間不通になるなど甚大な被害をもたらした。
3	対応結果	非公表
4	対応の経過	※詳細不明
5	公表した情報の範囲	死者、行方不明者とも、性別、年代、住所地の市町村名、死亡原因または行方不明となった原因
6	個人情報の入手先	県警本部等
7	公表に当たっての調整方法	※公表実績なし
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例第 10 条 1 項 7 号と推測される。
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	報道機関への情報提供については、個人情報保護審査会に諮問した上で、個人情報保護条例 10 条 1 項 7 号において、個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項に該当するものとして整理されている。本件については、整理の記録等が残っていないため推測となるが、当該条項に基づき上記 5 の情報を公表する一方、氏名は公表の際の条件である「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合」に該当しないと考え、公表しなかったものと思われる。
10	氏名等公表・非公表による効果	※詳細不明

11	氏名等公表・非公表 における支障	※詳細不明
12	上記支障事例への対応	

対応事例の回答票（群馬県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第 19 号による災害
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 10 月 12 日～13 日にかけて、台風第 19 号により、西毛、吾妻地域を中心に、24 時間雨量が 300mm を超える記録的な降雨があった。 ・これにより、土砂災害が発生し、4 人（2 市）が死亡した。
3	対応結果	遺族からの同意が得られなかったため、4 人の氏名等を非公表とした。
4	対応の経過	死亡が確認された 4 人について、それぞれの遺族から氏名公表の同意が得られなかったため、氏名等に関する情報は非公表とした。
5	公表した情報の範囲	—
6	個人情報の入手先	県警本部、市町村、消防本部
7	公表に当たっての調整方法	—
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	県個人情報保護条例 第 8 条第 2 項ただし書き
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	遺族からの同意が得られなかったため、氏名等を非公表とした。
10	氏名等公表・非公表による効果	特になし
11	氏名等公表・非公表においての支障	死者の氏名等を非公表とすることについて、報道機関との意見の相違があり、対応に苦慮した。
12	上記支障事例への対応	報道機関には丁寧に説明した。

対応事例の回答票（茨城県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第19号
2	被害の様相	令和元年10月12日に本州に上陸した台風第19号により、県内外に記録的な大雨をもたらし、県内の河川12箇所が決壊するなどの被害が発生し、死者2名、行方不明者1名などの人的被害もあった。
3	対応結果	行方不明者については、本県の公表方針に基づき、氏名を非公表とした。死亡者については、遺族の同意が得られなかったため、氏名を非公表とした。
4	対応の経過	<p>○10月12日20時に茨城県桜川市の85歳男性が自宅敷地内で風にあおられて転倒し、病院搬送後、14日午前零時前に死亡確認。県警で遺族の意向を確認し、公表の同意が得られなかったため、氏名非公表の決定をした。</p> <p>○10月13日午前8時頃、茨城県大子町で久慈川氾濫で逃げ遅れたと見られる91歳女性の遺体を近隣住民が発見。県警が遺族に意向を確認し、公表の同意が得られなかったため、氏名非公表の決定をした。</p> <p>○行方不明者については、県の「災害時の人的被害情報の公表方針」に基づき、方針に該当しないため、非公表とした。</p>
5	公表した情報の範囲	居住市町村名、年齢、性別、無くなった時の状況など
6	個人情報の入手先	県警本部
7	公表に当たっての調整方法	<p>○公表方針を定めるにあたって、県警や市町村と調整</p> <p>○死者、行方不明者については、市町村からの報告を基に、県警と保有情報の突き合わせ、死因等の確認を実施</p> <p>○県警で親族や遺族の意向を確認した上で、公表の判断をする</p>
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	災害時人的被害情報の公表方針

9	氏名等公表・非公表を判断した要件	<p>○行方不明者・・・1名だけであり，当人については，行方不明となった経緯が分かっていたため，公表方針に基づき，氏名非公表</p> <p>○死者・・・2名の死者について，それぞれ県警が遺族に意向を確認した結果，公表の同意を得られなかったため，氏名非公表</p>
10	氏名等公表・非公表による効果	行方不明者や死亡者について，氏名公表しなかったため，効果等は特になし。
11	氏名等公表・非公表における支障	<p>○県記者クラブの加盟報道機関から氏名公表の要請書が提出された。</p> <p>○ただし，本県では，公表方針を定め，それに基づき対応したことと氏名以外の状況等については，資料提供を行ったため，記者クラブからの個別の苦情はなく，支障はなかった。</p>
12	上記支障事例への対応	<p>○公表方針に基づき対応した。</p> <p>○氏名は公表しないが，年齢や性別，状況については，報道機関に資料提供したため，特に苦情もなく，理解を得られた。</p>

対応事例の回答票（埼玉県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第19号
2	被害の様相	○死者4人、うち1人は災害関連死 ○行方不明者はなし
3	対応結果	死者の氏名は非公表
4	対応の経過	○1人目。10/12に県警が発見。10/13、8:00に県発表。 ○2人目。10/13に県警が発見。10/13、16:00に県発表。 ○3人目。10/17に県警が発見、検視等により10/24に被災者として確認。10/25に県発表。 ○4人目。市町村で災害関連死と認定。12/9に市町村が記者発表することに合わせて県も発表。
5	公表した情報の範囲	年齢、性別、発見された市町村名、発見された状況、死亡原因
6	個人情報の入手先	3人は県警、1人は市町村（関連死）
7	公表に当たっての調整方法	○県では県警、市町村から得た情報として上記範囲を公表。 ○取材を受けた場合、詳細についての問い合わせは県警、市町村で対応する旨を報道機関に回答。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	条例の原則により死者の氏名を非公表とした。
10	氏名等公表・非公表による効果	特になし

11	氏名等公表・非公表 における支障	<p>○県内の死者数が少ないこともあり、報道機関の独自取材で氏名は判明した。</p> <p>○判明した氏名が、県が発表した死者の氏名であるかの問い合わせを受けた。</p>
12	上記支障事例への対応	<p>○死者の氏名も、保護すべき個人情報であるため答えられないと回答した。</p>

対応事例の回答票（長野県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第 19 号による災害
2	被害の様相	令和元年 10 月 12 日から翌 13 日にかけて台風第 19 号の接近・通過に伴い、県内 14 観測地点で日降水量が統計開始以来の大雨となった。 千曲川流域の長野市、東御市、佐久市では、橋梁・護岸損壊及び堤防決壊等により、死者 3 人、行方不明者 1 人、安否不明者 1 人の人的被害が発生し、最終的には死者 5 人となった。
3	対応結果	家族に意向を確認した結果、同意が得られなかった行方不明者 1 人（後に死亡確認）を除き、4 人の氏名を公表した。
4	対応の経過	県個人情報保護条例では、個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないときは個人情報を公表することができるが、安否不明者 1 人（後に行方不明者→死亡確認）は、安否不明の段階で家族の理解を得た上で公表した。 死者 3 人は遺族の理解を得た上で、公表資料に「ご遺族は、強く匿名を希望しています。また、自宅及び自宅周辺での取材活動についても、強く自粛を希望しています」とのコメント付きで公表した。
5	公表した情報の範囲	住所（大字まで）、氏名（振り仮名を含む）、性別、年齢
6	個人情報の入手先	警察本部
7	公表に当たっての調整方法	災害対策本部において家族（遺族）の意向確認後、報道機関への氏名の公表に併せて、質疑への対応についても県（災害対策本部）が行うため、発見日時、場所及び発見時の状況等の Q&A を作成し、警察本部、警察署への確認と調整を行い取材対応を図った。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	長野県個人情報保護条例第 5 条
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	今回の台風災害のような社会的反響や関心が高い災害は、交通死亡事故、火災、山岳遭難などと同様に実名の公表が原則と考え、家族に対して理解が得られるよう丁寧な説明を行い、意向を確認した上で公表、非公表の判断を行った。

10	氏名等公表・非公表による効果	本県は多数行方不明者（安否不明者）ではなく混乱はなかったが、多人数の場合は、特定がされず支障を来すと考えられる。
11	氏名等公表・非公表 における支障	行方不明者（後日、遺体で発見）の家族からの強い要望により、県としては氏名を非公表としていたが、一部報道機関が独自取材により氏名を掲載したことに関し、県が公表したものと誤解しており、後日架電した時に憤慨した。
12	上記支障事例への対応	県からは氏名を公表していないこと、報道機関が独自取材により氏名を掲載したことものであることを説明して理解を得た。

対応事例の回答票（奈良県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	西日本豪雨
2	被害の様相	死者1名
3	対応結果	家族の意向を尊重し、非公表とした。
4	対応の経過	平成30年7月6日12時頃、広域消防より行方不明者情報あり、同15時30分行方不明者数について報道発表。後に死亡が確認され、最終報（7月19日）で死者数について発表。 いずれにおいても家族の意向を尊重し、氏名については非公表。
5	公表した情報の範囲	
6	個人情報の入手先	広域消防
7	公表に当たっての調整方法	
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	家族の意向
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	家族の意向を原則とする
10	氏名等公表・非公表による効果	

11	氏名等公表・非公表 における支障	氏名を非公表とすることについて、報道機関との意見の相違 があり、対応に苦慮した。
12	上記支障事例への対 応	報道機関に対しては、丁寧な説明を行った。

対応事例の回答票（兵庫県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成30年7月豪雨
2	被害の様相	猪名川町において増水した配水管に流され1名死亡、宍粟市において土砂崩れにより1名死亡し、死者計2名となった。
3	対応結果	氏名確認、市町へ状況確認のうえ公表した。
4	対応の経過	○猪名川町 ・町が7月5日死亡事案を確認、同日、兵庫県より氏名等を公表 ○宍粟市 ・市が7月8日死亡事案を確認、翌9日、兵庫県より氏名等を公表。
5	公表した情報の範囲	発見日時、場所、死亡者情報(住所、氏名、性別、年齢、職業)、状況
6	個人情報の入手先	市町、県警
7	公表に当たっての調整方法	・氏名について県警、市町の保有情報を突き合わせ。 ・氏名の公表方針について市町と調整。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	兵庫県個人情報の保護に関する条例第7条
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	社会的関心が高く県民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがないと判断し、公表とした。
10	氏名等公表・非公表による効果	特になし

11	氏名等公表・非公表 における支障	特になし
12	上記支障事例への対応	—

対応事例の回答票（兵庫県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	令和元年台風第 19 号災害
2	被害の様相	神戸市において、歩行中に風にあおられて転倒、緊急搬送先の病院で 1 週間後に死亡。死者 1 名
3	対応結果	氏名確認、市へ状況確認のうえ公表した。
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月 12 日、転倒による受傷者ありと神戸市から報告。 ・ 10 月 19 日、受傷者が死亡したと市から報告。 市より氏名情報の報告なし。 ・ 11 月 18 日、市から氏名等の報告があり、同日、県より氏名等を公表。
5	公表した情報の範囲	日時、氏名、性別、年齢、状況
6	個人情報の入手先	市
7	公表に当たっての調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名の公表方針について市町と調整。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	兵庫県個人情報の保護に関する条例第 7 条
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	社会的関心が高く県民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがないと判断し、公表とした。
10	氏名等公表・非公表による効果	特になし
11	氏名等公表・非公表における支障	特になし

12	上記支障事例への対応	—
----	------------	---

対応事例の回答票（岡山県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成30年7月豪雨
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> ・7月5日～8日にかけて西日本付近に梅雨前線が停滞し、これに向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み、広い範囲で記録的な大雨となった。 ・これにより県内各地で堤防決壊による浸水被害などが発生し、最終的には死者51名となった。特に、倉敷市真備地区では、高梁川水系高梁川と小田川の水位上昇等に伴い、小田川及びその支川の6箇所堤防が決壊し、広い範囲で浸水被害が発生した。
3	対応結果	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者については、安否を一刻も早く確認するため、原則としてご家族等の同意の有無にかかわらず氏名等を公表。ただし、事前にご家族等から公表を控えるよう申し出があった場合は、公表せず。 ・死者については、ご家族等から公表を控えるよう申し出があった場合を除き、氏名等を公表。
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・7月5日～8日にかけて記録的な大雨となり、県内各地で堤防決壊による浸水被害などが発生し、7月6日に市において行方不明者1名の氏名を公表。 ・発災直後から、市町村が公表していた死者、行方不明者の氏名等は公表。 ・7月11日11時頃、多数の行方不明者の発生が判明、救出・救助活動を促進するため、行方不明者の氏名等の公表。 ・翌12日、行方不明者及び死者の氏名等の公表。
5	公表した情報の範囲	<p>死者</p> <p>遺族同意あり：住所（大字）、氏名、年齢、性別</p> <p>遺族同意なし：住所（大字）、氏名非公表、年代、性別</p> <p>行方不明者</p> <p>原則：住所（大字）、氏名（フリガナ）、年齢、性別</p> <p>家族等から公表を控えるよう申し出があった場合：</p> <p>住所（大字）、氏名非公表、年代、性別</p>
6	個人情報の入手先	市町村、県警本部
7	公表に当たっての調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名の公表方針について、県警、市町村と調整。 ・行方不明者の氏名について、県警、市町村の保有情報を突き合わせ。

8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県個人情報保護条例第2条、7条 ・岡山県行政情報公開条例 第7条
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	<p><行方不明者>原則、公表・鬼怒川の氾濫の際、行方不明者の氏名非開示を問題視する報道に接し、人命救助にあたっては、限られた資源を有効に投入するためには、氏名開示が必要と考えたため。（個人情報保護より、救出救助活動の確保の公益性が優先するとの判断）<死者>原則、公表・行政情報については、原則公開と考えており、情報公開条例や個人情報保護条例等に則して、それぞれの情報ごとに適切に取り扱うべきである。</p> <p>・災害時の死者の氏名については、ご家族等が公表を拒むことがなければ、公開に支障がないものと判断しているため。</p>
10	氏名等公表・非公表による効果	公表することで、本人や関係者からの情報が寄せられ、行方不明者の特定が進み、円滑な救出救助活動の確保につながった。
11	氏名等公表・非公表における支障	・行方不明者の氏名公表後、家族から非公表の意向が示され、以後の非公表とした事案が1件あった。
12	上記支障事例への対応	特になし

対応事例の回答票（広島県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成30年7月豪雨災害
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月3日から8日にかけて、県内では期間600mmを超える降雨があった。 これにより、ほぼ県内全域で1,242箇所です砂災害が発生し、一時33名が行方不明となり、最終的には死者109名（関連死除く）となった。
3	対応結果	死者については遺族の同意が得られたものについて公表。行方不明者は救出救助活動等における必要性が高いもののみ公表。
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> 死者については県警が遺族の了解をとり、7月8日から公表を始めた。 行方不明者については、この災害において、災害の被害にあった可能性が極めて高い行方不明者については、捜査活動の対象者であることから、氏名等の公表は行わないこととした。 <p>一方で、災害の被害にあったのかどうか、また、どこにいないのかわかっていない「不明者」2名については、氏名等の公表を行った。</p>
5	公表した情報の範囲	氏名（苗字のみカタカナ）及び性別（2名のうち1名は性別不明）
6	個人情報の入手先	市町
7	公表に当たっての調整方法	この災害が広域かつ同時多発的に発生したため、避難先が県内の広範囲に及ぶ可能性があったことから、「不明者」の氏名等の公表が救出救助活動等における必要性が高いものは市町に意見を聞いたうえで公表した。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	広島県個人情報保護条例第6条第4項（例外規定）
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	<p>【死者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族の同意 <p>【行方不明者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族の同意 住民基本台帳の閲覧制限なし 救助活動の円滑化
10	氏名等公表・非公表による効果	行方不明者について、翌日までに2名の生存が確認された。

11	氏名等公表・非公表 における支障	生存の可能性が低い場合の行方不明者の公表の判断
12	上記支障事例への対応	市町等との調整

対応事例の回答票（山口県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	平成30年7月豪雨
2	被害の様相	大雨による土砂崩れで、県東部で3人が死亡
3	対応結果	県が死亡者の氏名公表を行った。
4	対応の経過	市町の被災者認定→県警による家族等の同意→県による公表
5	公表した情報の範囲	住所（番地は除く）、氏名、年齢、性別
6	個人情報の入手先	県警、市町
7	公表に当たっての調整方法	「4」に同じ（市町、県警と情報共有）
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	遺族の同意の有無
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	「8」に同じ
10	氏名等公表・非公表による効果	報道からの問い合わせが減少
11	氏名等公表・非公表における支障	

12	上記支障事例への対応	
----	------------	--

対応事例の回答票（愛媛県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	西日本豪雨
2	被害の様相	7月5日から8日の4日間で7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生した。特に、宇和島市、大洲市、西予市、松山市及び今治市では、土砂災害や河川の氾濫により大きな被害を受け、災害による死者が27名、避難生活中の体調不良で死亡した災害関連死が6名となった。
3	対応結果	氏名等の公表について遺族又は家族に意向を確認し、同意が得られたものについて公表した。
4	対応の経過	○行方不明者（1名） 平成30年7月13日、家族から同意が得られなかったことから非公表とした。（後に死者として特定され公表） ○死者（直接死27名） 遺族等の同意が得られたものから順次、氏名等を公表した。（全員公表） 平成30年7月31日～平成30年8月10日 ○死者（間接死6名） 全ての遺族等からの同意が得られなかったため非公表とした。 平成30年9月20日～令和元年4月23日
5	公表した情報の範囲	氏名、性別、年齢
6	個人情報の入手先	警察、市町村、海上保安部 ほか
7	公表に当たっての調整方法	・県警、市町村等からの情報を基に死者・行方不明者の氏名を特定 ・県が死者・行方不明者の遺族又は家族に対し氏名公表について意向を確認
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例第19条
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	家族又は遺族の同意の有無
10	氏名等公表・非公表による効果	・遠方の親族、知人等が安否確認ができる。 ・行政庁に対する遠方の親族、知人等からの照会が減る。 ・報道の現実感、実体感が増すことで被災地の悲惨さがより

		リアルに伝わり、犠牲者個々を悼む感情を生むことにつながる。
11	氏名等公表・非公表 においての支障	遺族又は家族に意向の確認にあたり、遺族又は家族の連絡先の特定や心情への配慮に苦慮した。
12	上記支障事例への対応	遺族又は家族への連絡の際の対応に関するマニュアルを作成し、対応にあたった。

対応事例の回答票（福岡県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	8月27日からの大雨（令和元年）
2	被害の様相	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月27日夕方から29日にかけて、県内で非常に激しい雨がふり、28日5時50分には、筑後地方の一部の市町村で大雨特別警報が発表された（28日14時55分解除）。 ・ 死者1名、軽傷者1名、家屋被害530件などの被害が発生した。
3	対応結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者について、氏名等を公表
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月27日8時8分、70歳代の男性が水路に流されたという情報を消防が覚知し、9時50分に警察が公表。 ・ 11時24分死亡確認。県警において、死因が災害に起因したものかどうかを調査。 ・ 15時30分に市町村と同じタイミングで氏名等を公表するよう調整。
5	公表した情報の範囲	市町村、人数、氏名、性別、生年月日、住所、発生場所、発見日時
6	個人情報の入手先	市町村
7	公表に当たっての調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者の情報について、県警、市町村の保有情報を突き合わせ。 ・ 市町村と同じタイミングで公表するよう調整。
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	本県で作成した災害時における人的被害の広報要領
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	上記広報要領による
10	氏名等公表・非公表による効果	特になし
11	氏名等公表・非公表における支障	特になし

12	上記支障事例への対応	
----	------------	--

対応事例の回答票（大分県）

項番	質問	回答欄
1	災害名	中津市耶馬溪町における斜面崩壊
2	被害の様相	平成30年4月11日中津市耶馬溪町において斜面崩壊が発生し、一時6人が行方不明となったが、最終的には死者6人となった。
3	対応結果	死者及び行方不明者については、家族の意向を確認した上で公表。
4	対応の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月11日4時頃、中津市内で裏山が崩落して数軒の家が埋まっているとの情報。 ・ 捜索活動を促進するため、4月11日9時に行方不明者6名の氏名の公表を決定。
5	公表した情報の範囲	氏名、住所、年齢
6	個人情報の入手先	県警本部
7	公表に当たっての調整方法	氏名の公表方針について、県警、市、市消防と調整
8	氏名等公表・非公表を判断した根拠	個人情報保護条例第7条第2項
9	氏名等公表・非公表を判断した要件	実効性のある救出・救助を行うためには、個人情報保護条例に基づき、行方不明者の氏名を公表し、特定することが必要と考えた。
10	氏名等公表・非公表による効果	公表することで、関係者からの情報が寄せられ、行方不明者の特定が進み、円滑な救出救助活動の確保につながった。

11	氏名等公表・非公表 においての支障	被災が局所的であり、家族の同意や関係機関との調整も比較的短期間に行うことができた。
12	上記支障事例への対応	